

最高裁総一第131号

(庶ろ-03)

平成26年2月13日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総長 大谷 直人

高等裁判所長官事務打合せの開催について（依命通達）

標記の事務打合せを別紙の要領によって開催しますので、出席してください。

なお、随員として、高等裁判所事務局長を帯同してください。

(別紙)

高等裁判所長官事務打合せ開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成26年3月13日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人

随員 高等裁判所事務局長 8人

6 日程

時間 日 (曜日)	11:00 ~ 14:10	14:10 ~ 17:00	協議終了後
13日 (木)	午さん	最高裁判所長官挨拶 協議	懇談会

最高裁総一第132号

平成26年2月13日

最高裁判所首席調査官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官事務打合せの開催について（通知）

標記の事務打合せが別紙の要領によって開催されることになりましたから、参列
してください。

(別紙)

高等裁判所長官事務打合せ開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成26年3月13日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人
随員 高等裁判所事務局長 8人

6 日程

時間 日 (曜日)	11:00 ~ 14:10	14:10 ~ 17:00	協議終了後
13日 (木)	午さん	最高裁判所長官挨拶 協議	懇談会

最高裁総一第159号

平成26年2月13日

司法研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官事務打合せの開催について（通知）

標記の事務打合せが別紙の要領によって開催されることになりましたから、参列
してください。

(別紙)

高等裁判所長官事務打合せ開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成26年3月13日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人
随員 高等裁判所事務局長 8人

6 日程

時間 日 (曜日)	11:00 ~ 14:10	14:10 ~ 17:00	協議終了後
13日 (木)	午さん	最高裁判所長官挨拶 協議	懇談会

最高裁総一第160号

平成26年2月13日

裁判所職員総合研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官事務打合せの開催について（通知）

標記の事務打合せが別紙の要領によって開催されることになりましたから、参列
してください。

(別紙)

高等裁判所長官事務打合せ開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成26年3月13日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人

随員 高等裁判所事務局長 8人

6 日程

時間 日 (曜日)	11:00 ~ 14:10	14:10 ~ 17:00	協議終了後
13日 (木)	午さん	最高裁判所長官挨拶 協議	懇談会

最高裁総一第161号

平成26年2月13日

司法研修所教官 藤 井 敏 明 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官事務打合せの開催について（通知）

標記の事務打合せが別紙の要領によって開催されることになりましたから、参列
してください。

(別紙)

高等裁判所長官事務打合せ開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成26年3月13日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人

随員 高等裁判所事務局長 8人

6 日程

時間 日 (曜日)	11:00 ~ 14:10	14:10 ~ 17:00	協議終了後
13日 (木)	午さん	最高裁判所長官挨拶 協議	懇談会

高等裁判所長官事務打合せ進行予定（3月13日）

1 開議（午後2時10分）

2 長官挨拶

3 各局課長所管事項説明（午後2時10分～午後2時30分）

○ 総務局長

書記官事務の整理の取組状況について (5分)

○ 人事局長

平成26年度裁判官異動計画について (15分)

4 協議（午後2時30分～午後4時30分。休憩10分を含む。）

(1) 民事事件の現状と課題について（民事局）

午後2時30分～午後3時00分 (30分)

(2) 調停運営への効果的な裁判官関与の取組の現状と今後の課題
について（家庭局）

午後3時00分～午後3時30分 (30分)

(休憩)

午後3時30分～午後3時40分 (10分)

(3) 裁判員裁判の現状と課題について（刑事局）

午後3時40分～午後4時30分 (50分)

5 長官のお話（午後4時30分～午後5時00分）